

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和元年度 |
| 計画主体 | 朝来市 |

朝来市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 朝来市産業振興部農林振興課
所在地 兵庫県朝来市和田山町東谷 213-1
電話番号 079-672-2774
FAX番号 079-672-3220
メールアドレス nourin@city.asago.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|---|
| 対象鳥獣 | ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、イタチ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、カワウ |
| 計画期間 | 令和2年度～令和4年度 |
| 対象地域 | 朝来市内一円 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|---------|--------|----------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| ニホンジカ | 水稻 | 2,040千円 1.67ha |
| | 豆類 | 725千円 0.41ha |
| | いも類 | 66千円 0.04ha |
| | 林業被害 | 5,152千円 4.96ha |
| イノシシ | 水稻 | 2,460千円 2.01ha |
| | 野菜類 | 1,079千円 1.16ha |
| | 豆類、いも類 | 973千円 0.64ha |
| ニホンザル | 野菜、いも類 | 15千円 0.01ha |
| ツキノワグマ | 果樹 | 食害、精神被害あり |
| アライグマ | 果樹、野菜 | |
| ヌートリア | 果樹、野菜 | |
| ハクビシン | 果樹、野菜 | |
| アナグマ | 果樹、野菜 | |
| タヌキ | 豆類、いも類 | 9千円 0.01ha |
| キツネ | 果樹、野菜 | アイガモ食害3件 |
| イタチ | 果樹、野菜 | |
| ハシブトガラス | 果樹、野菜 | |
| ハシボソガラス | 果樹、野菜 | |
| ヒヨドリ | 果樹、野菜 | |
| カワウ | 水産資源 | |

※被害数値は、農事部長及び森林組合へのアンケート調査及び南但広域行政事務組合の共済制度実績から

※届出・報告のない数字は記載できていないため、潜在的にはこれ以上の被害があることは間違いないものと思われる。

(2) 被害の傾向

当市は、総面積403.06Km²のうち、森林面積が83.8%を占める典型的な中山間地域であることから、以前より野生動物による農林業被害に悩まされている。特にニホンジカ、イノシシによる被害は深刻で、鳥獣被害対策に係る労力負担が増加していることから、農家の生産意欲が減退している現状がある。

ニホンジカについては、水稻等の農業被害が市内全域で発生している。加えて、スギ・ヒノキ等の森林被害（はく皮害・苗木食害）も依然として深刻な状況が続いている。

イノシシについては、畦、法面等の掘り返しによる被害に加え、定植期又は収穫期における水稻、豆類及び野菜等の農業被害が発生している。

ニホンザルについては、生野地域及び朝来地域南部にサル3群が出没し、特産品の「岩津ねぎ」を含む野菜等の農業被害が発生している。行政と地域の連携による、監視及び追い払い活動により、以前に比べて市内集落への出没は減少している。ただし頭数は減少しておらず、監視及び追い払いによる圧力を緩めれば、すぐに被害が拡大する危険を孕んでいる。

ツキノワグマについては、柿・栗などの果樹や養蜂等被害のほかに、集落内に出没することで、周辺住民の生活被害・精神被害が多発している。

アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、イタチによる農業被害が市内各地において発生しており、今後、被害拡大が懸念される。

キツネについては、アイガモ農家の飼育するアイガモの食害が発生している。

カラスについては、市内各地で野菜・果樹の被害が発生しており、今後も市内全域に被害拡大が懸念される。

従来から農作物等に被害をもたらしていたニホンジカ、イノシシに加え、ニホンザルや小動物による被害の増加は、農家の生産意欲を喪失させ、耕作放棄地の拡大につながることも憂慮されるため、関係機関が一体となった対策を継続的に講じることが求められている。

鳥類による被害についてはヒヨドリによる果樹被害のほか、カワウ被害については、市川漁連・円山川漁連ともに多くの被害報告がある。特にアユ漁期には、放流アユ・天然アユともにカワウによる被害が発生し、魚数の減少が釣り客の減少にもつながっている可能性がある。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（平成30年度） | | 目標値（令和4年度） | |
|---------|-------------|--------|------------|--------|
| | 被害金額 | 被害面積 | 被害金額 | 被害面積 |
| ニホンジカ | 7,983千円 | 7.08ha | 6,386千円 | 5.66ha |
| イノシシ | 4,516千円 | 3.82ha | 3,612千円 | 3.05ha |
| ニホンザル | 15千円 | 0.01ha | 12千円 | 0.01ha |
| ツキノワグマ | 0千円 | 0.00ha | 0千円 | 0.00ha |
| アライグマ | 0千円 | 0.00ha | 0千円 | 0.00ha |
| ヌートリア | 0千円 | 0.00ha | 0千円 | 0.00ha |
| ハクビシン | 0千円 | 0.00ha | 0千円 | 0.00ha |
| アナグマ | 0千円 | 0.00ha | 0千円 | 0.00ha |
| タヌキ | 9千円 | 0.01ha | 7千円 | 0.01ha |
| キツネ | 0千円 | 0.00ha | 0千円 | 0.00ha |
| イタチ | 0千円 | 0.00ha | 0千円 | 0.00ha |
| ハシブトガラス | 0千円 | 0.00ha | 0千円 | 0.00ha |
| ハシボソガラス | 0千円 | 0.00ha | 0千円 | 0.00ha |
| ヒヨドリ | 0千円 | 0.00ha | 0千円 | 0.00ha |
| カワウ | 魚数減少 | | 魚数回復 | |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>① ニホンジカ、イノシシ 【捕獲活動】 4月～10月末までの間、市内全域を対象に、銃器並びにわなによる捕獲活動を実施。</p> <p>② ニホンザル 【捕獲活動】 銃器並びに捕獲檻による捕獲活動を実施。 【追い払い活動の実施】 爆竹、ロケット花火、電動ガン、轟音玉等による追い払いを地域住民と協力し実施。 【サル位置情報連絡メール】 発信器を装着した個体の電波を計測し、位置情報メールを配</p> | <p>○ 全体的な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器並びにわな免許所持者の高齢化並びに捕獲従事者の不足 ・市内における捕獲檻の有効活用 ・わなによる捕獲技術の向上 <p>・移動範囲が広く出没地域が確定できない</p> <p>・人間馴れにより追い払い効果が薄れている。</p> <p>・発信機の更新が必要。</p> |

| | | |
|----------------------|--|---|
| | <p>信することで、被害軽減に役立てる。</p> <p>③ ツキノワグマ 兵庫県ツキノワグマ管理計画に基づき、市民に危害を及ぼす恐れがある場合に捕獲を行う。</p> <p>④ アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、イタチ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、カワウ 【捕獲活動】 4月～10月末までの間、市内全域を対象に、わな（鳥類は銃器も含む）による捕獲活動を実施。 農業被害が発生し捕獲要望のあった地域を対象として、捕獲檻による捕獲活動を実施。 カワウについては、但馬地域カワウ対策協議会による捕獲を実施。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・柿・栗等の誘引物が山際に点在しているが、高齢又は持ち主不在などの理由により、徹底した除去が困難。 ・頭数の増加、エサの不足等により人里での目撃、痕跡報告が増加している。 ・ |
| <p>防護柵の設置等に関する取組</p> | <p>【侵入防止柵の設置】 補助事業等を活用しワイヤーメッシュ柵の設置による被害防止を推進 ○平成29年度実績 ワイヤーメッシュ柵：761m 設置区：山内 ○平成30年度実績 ワイヤーメッシュ柵：3,200m 設置区 山内 ○令和元年度実績 ワイヤーメッシュ柵：5,843m</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・加害鳥獣の形容が異なるため、柵を設置しても全ての被害を防止することが困難である。 ・柵設置後の定期的な見回りや補修の実施など適切な維持管理が必要となる。 |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>設置区：殿・与布土</p> <p>【生息環境整備】 バッファゾーン整備、放任果樹の除去等により有害鳥獣の寄り付きにくい環境を整備。</p> <p>【追払い活動】 サル監視員、及び住民により追払い活動を実施。</p> | |
|--|--|--|

(5) 今後の取組方針

| |
|---|
| <p>個体数調整、被害防止対策、生息環境管理による総合的な対策を実施する。</p> <p>【個体数調整】 捕獲従事者の人材不足を補うため、狩猟免許等の資格を取得するのに要した費用の一部助成を行い、新規狩猟者の育成を図る。 銃器並びにわなによる捕獲活動を基本とし、その他にも効率よく捕獲する方法があれば活用する。</p> <p>【被害防止対策】 誘引物の除去や周辺環境整備など、地域が一体となり有害鳥獣の出没しにくい集落づくりを推進する。 また、防護柵の設置にあたっては、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなど複数の野生動物に対応可能な構造を基本とし、効果的な設置を推進する。 なお、ニホンザルについては、継続してサル群の行動を監視し、追払い活動を実施するとともに、サル位置情報連絡メールの配信を行うことで、住民による追払い活動に役立てる。</p> <p>【生息環境管理】 県民緑税を活用した「災害に強い森づくり事業」に積極的に取り組み、緩衝帯の設置や集落周辺環境の整備を行う。</p> <p>○野生動物共生林整備（バッファゾーン整備） 農作物被害の深刻な集落については、バッファゾーンを設置して、既存又は新設の防護柵と一体となった事業効果を発揮させるとともに、金網防護柵のメンテナンス及び人の入り込みのための管理歩道を設置する。</p> <p>○住民参画型森林整備（野生動物共生林型） 地域住民やボランティア等による野生動物との共生を図る整備活動（バッファゾーン整備等）を支援していく。</p> |
|---|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

兵庫県猟友会朝来支部に捕獲活動を依頼し、狩猟期間（11月15日～3月15日）以外の時期に銃器並びにわなによるニホンジカ・イノシシ等の捕獲活動を実施する。（捕獲班員約50名）

ニホンザルは、年間を通して捕獲檻による捕獲活動を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------|---|--|
| 令和2～4年度 | ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ アライグマ ヌートリアハ クビシン アナグマ タヌキ キツネ イタチ ハシブトガラス ハシボソガラス ヒヨドリ カワウ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲檻、わな、その他監視機材等の捕獲効率向上に資する機材の導入 ・ 新規狩猟者の育成 ・ 被害防止対策の研修会、講習会の実施 ・ エサ代の支援や、知識の普及啓発により、集落による捕獲を推進する。 ・ 動物追い払い用煙火の講習を行い、住民による追い払い活動の継続を支援する。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|---|
| <p>兵庫県が作成する特定鳥獣保護管理計画との整合性を図りながら適正な捕獲を実施する。</p> <p>① ニホンジカ、イノシシ</p> <p>朝来市内全域で銃器並びにわなによる捕獲を進める。</p> <p>ニホンジカの年間の捕獲頭数については、過去の有害捕獲実績を考慮し、令和2年度以降、1,800頭を目標とする。</p> <p>イノシシについては、過年度の実績を加味し350頭とする。</p> |

※平成28年度実績 ニホンジカ 1,903頭 イノシシ 313頭
 平成29年度実績 ニホンジカ 1,633頭 イノシシ 230頭
 平成30年度実績 ニホンジカ 1,193頭 イノシシ 240頭

② ニホンザル

市内南部に3群の出没が確認されており、群の分裂を抑えつつ被害を出している個体を中心に捕獲を進める。

また、市内各所に出没する「ハナレザル」のうち、悪質個体は捕獲する。

③ ツキノワグマ

兵庫県ツキノワグマ管理計画に基づき、注意喚起、誘引物の除去等の被害対策を実施しても、繰り返し出没する場合は、殺処分を前提とした有害捕獲を行う。

④ アライグマ、ヌートリア

朝来市ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づき、計画的、効果的に捕獲する。適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を開催し、捕獲従事者を育成し、捕獲体制を強化する。

⑤ ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、イタチ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、カワウ

市内全域で、被害拡大が懸念されるため可能な限り捕獲を行う。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|---------|---------|---------|---------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| ニホンジカ | 1,800頭 | 1,800頭 | 1,800頭 |
| イノシシ | 350頭 | 350頭 | 350頭 |
| ニホンザル | 必要最小限 | 必要最小限 | 必要最小限 |
| ツキノワグマ | 必要最小限 | 必要最小限 | 必要最小限 |
| アライグマ | 可能な限り捕獲 | 可能な限り捕獲 | 可能な限り捕獲 |
| ヌートリア | 可能な限り捕獲 | 可能な限り捕獲 | 可能な限り捕獲 |
| ハクビシン | 200頭 | 200頭 | 200頭 |
| アナグマ | 200頭 | 200頭 | 200頭 |
| タヌキ | 150頭 | 150頭 | 150頭 |
| キツネ | 50頭 | 50頭 | 50頭 |
| イタチ | 50頭 | 50頭 | 50頭 |
| ハシブトガラス | 100羽 | 100羽 | 100羽 |
| ハシボソガラス | 100羽 | 100羽 | 100羽 |
| ヒヨドリ | 100羽 | 100羽 | 100羽 |
| カワウ | 可能な限り捕獲 | 可能な限り捕獲 | 可能な限り捕獲 |

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| ニホンジカ、イノシシについては、銃器並びにわなによる有害捕獲活動を4月から10月末までの間、市内全域を対象として実施する。 また、猟友会との協議の場を設け、捕獲手段、時期、場所等の最善策について検討する。 |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|--------|--------------------------|
| 朝来市内一円 | キツネ、テン、イタチ、ノウサギ、アナグマ、タヌキ |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|-----------------|--|--|--|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| ニホンジカ イノシシ 等 | ワイヤーメッシュ柵、金網柵、電気柵 8,000m (H=2.0m) 鳥獣被害総合防止対策事業(予定) | ワイヤーメッシュ柵、金網柵、電気柵 8,000m (H=2.0m) 鳥獣被害総合防止対策事業(予定) | ワイヤーメッシュ柵、金網柵、電気柵 8,000m (H=2.0m) 鳥獣被害総合防止対策事業(予定) |
| サル 等 | おじろ用心棒式柵 1,000m (H=1.5m) 鳥獣被害総合防止対策事業(予定) | おじろ用心棒式柵 1,000m (H=1.5m) 鳥獣被害総合防止対策事業(予定) | おじろ用心棒式柵 1,000m (H=1.5m) 鳥獣被害総合防止対策事業(予定) |

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|------|---|
| 令和2年度 | 全対象獣 | ・被害防止対策知識の普及、啓発と誘引物の除去 ・追い払い活動の推進、支援 |
| 令和3年度 | 全対象獣 | ・被害防止対策知識の普及、啓発と誘引物の除去 ・追い払い活動の推進、支援 |
| 令和4年度 | 全対象獣 | ・被害防止対策知識の普及、啓発と誘引物の除去 |

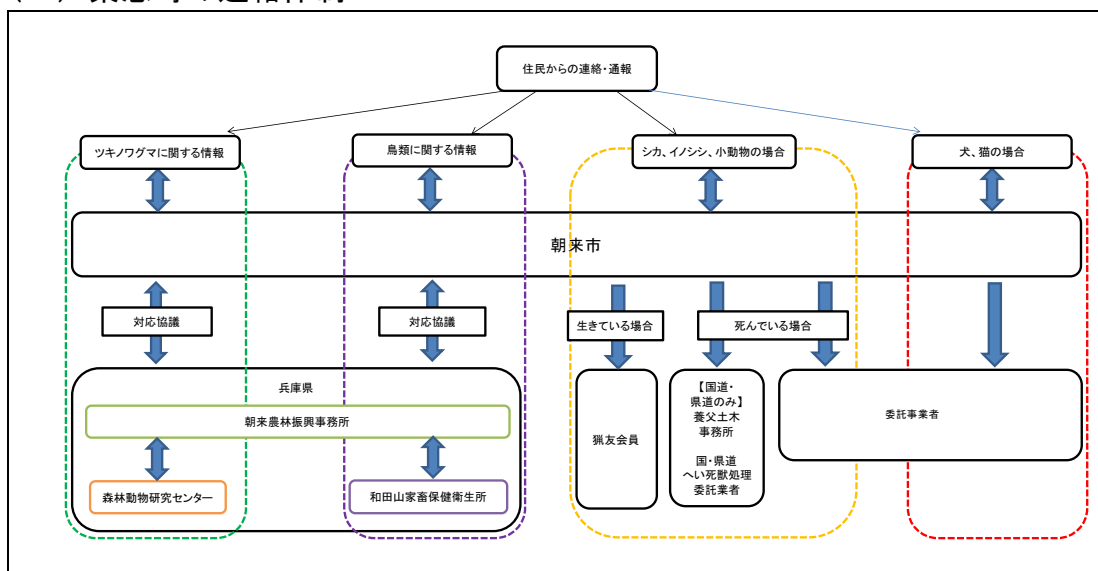
| | | |
|--|--|----------------|
| | | ・ 追い払い活動の推進、支援 |
|--|--|----------------|

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|---------------|-------------|
| 猟友会朝来支部 | 緊急的な対象鳥獣の処理 |
| 兵庫県朝来農林振興事務所 | 専門的知識の提供 |
| 兵庫県森林動物研究センター | 専門的知識の提供 |
| 朝来警察署 | 住民の安全確保等 |
| 朝来市 | 各関係機関との調整等 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲活動により捕獲した鳥獣については、山中、又は山東クリーンセンターにおいて埋却処分。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲鳥獣のうち状態のよいものについては、市内シカ肉等加工施設において処理することを推進する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| 協議会の名称 | 朝来市有害鳥獣対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| たじま農業協同組合 | 営農関連指導 |
| 猟友会朝来支部 | 有害鳥獣捕獲活動 |
| 農業委員会 | 農地情報の提供、被害防止施策の検討 |
| 森林組合 | 生息環境整備 |
| 農事部長会 | 被害情報の提供、各地区における対策の実施 |
| 兵庫県朝来農林振興事務所 (森林動物指導員) | 総合的な鳥獣被害対策に関する知識の提供・検討・指導 |
| 兵庫県朝来農業改良普及センター | 学識経験者 |
| 兵庫県朝来土地改良センター | 防護柵の設置等に関すること |
| 兵庫県森林動物研究センター | 総合的な鳥獣被害対策に関する知識の提供 |
| 朝来市 | 被害防止施策の検討、後継者育成 |

(2) 関係機関に関する事項

| | |
|----------------|----------|
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 兵庫県農業共済組合南但事務所 | 農作物被害の補償 |
| | |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| 設置年度 | 構成員 | 人数 | 活動内容 |
|-------|-----|----|--|
| H24年度 | 市職員 | 3人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲、監視及び追い払い活動 ・ 集落等への被害防止対策に係る啓発活動及び指導 ・ 侵入防止柵設置に係る現地調査及び助言 ・ 被害発生地区の調査、巡回及び指導 ・ その他有害鳥獣対策施策の推進 |

朝来市を実施主体とした鳥獣被害対策実施隊を編成している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

当該計画の対象鳥獣以外の鳥獣による被害が発生する等、当該計画が新たな状況に対応できなくなった場合は、県（森林動物研究センター及び朝来農林振興事務所）と連携して効果的な対策の実施に努める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

朝来市森林整備計画において、市内全域を鳥獣害防止森林区域に設定している。関係機関と連携し、捕獲と防護柵の設置等の一体的な鳥獣害防止対策を推進する。